

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成31年3月22日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1800140 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1800085 号

## 第 1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者の A 社における昭和 63 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、平成元年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、平成元年 12 月 1 日から平成 2 年 1 月 1 日までの期間、平成 2 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、平成 3 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、平成 5 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、平成 6 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 7 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、平成 8 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び平成 8 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表 1 に掲げる訂正後の標準報酬月額のとおりとする。

昭和 63 年 6 月、平成元年 9 月、平成元年 12 月、平成 2 年 6 月、平成 3 年 6 月、平成 5 年 9 月、平成 6 年 10 月、平成 7 年 9 月、平成 8 年 7 月及び平成 8 年 9 月の別表 1 に掲げる訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 63 年 6 月、平成元年 9 月、平成元年 12 月、平成 2 年 6 月、平成 3 年 6 月、平成 5 年 9 月、平成 6 年 10 月、平成 7 年 9 月、平成 8 年 7 月及び平成 8 年 9 月の別表 1 に掲げる訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表 1 に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、請求者の A 社における昭和 62 年 4 月 20 日から平成 8 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表 2 に掲げる訂正後の標準報酬月額のとおりとする。

昭和 62 年 4 月 20 日から平成 8 年 9 月 1 日までの期間の別表 2 に掲げる訂正後の標準報酬月額(別表 2 に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

## 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和62年4月20日から平成8年12月1日まで

請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、A社から支給されていた給料より低く記録されているので、年金額に反映する記録として、支給額に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

また、年金額に反映しなくても事実即した記録として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、昭和63年6月1日から同年7月1日までの期間、平成元年9月1日から同年10月1日までの期間、平成元年12月1日から平成2年1月1日までの期間、平成2年6月1日から同年7月1日までの期間、平成3年6月1日から同年7月1日までの期間、平成5年9月1日から同年10月1日までの期間、平成6年10月1日から同年11月1日までの期間、平成7年9月1日から同年10月1日までの期間、平成8年7月1日から同年8月1日までの期間及び平成8年9月1日から同年10月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票及び町民税県民税特別徴収税額通知書（以下、併せて「給料支払明細書等」という。）により、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、昭和63年6月1日から同年7月1日までの期間、平成元年9月1日から同年10月1日までの期間、平成元年12月1日から平成2年1月1日までの期間、平成2年6月1日から同年7月1日までの期間、平成3年6月1日から同年7月1日までの期間、平成5年9月1日から同年10月1日までの期間、平成6年10月1日から同年11月1日までの期間、平成7年9月1日から同年10月1日までの期間、平成8年7月1日から同年8月1日までの期間及び平成8年9月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書等で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表1に掲げる訂正後の標準報酬月額のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、昭和63年6月、平成元年9月、平成元年12月、平成2年6月、平成3年6月、平成5年9月、平成6年10月、平成7年9月、平成8年7月及び平成8年9月について、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致し

ていないことから、事業主は給料支払明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の別表1に掲げる訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（別表1に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和62年4月20日から昭和63年6月1日までの期間、昭和63年7月1日から平成元年9月1日までの期間、平成元年10月1日から同年12月1日までの期間、平成2年1月1日から同年6月1日までの期間、平成2年7月1日から平成3年6月1日までの期間、平成3年7月1日から平成5年9月1日までの期間、平成5年10月1日から平成6年10月1日までの期間、平成6年11月1日から平成7年9月1日までの期間、平成7年10月1日から平成8年7月1日までの期間、平成8年8月1日から同年9月1日までの期間及び平成8年10月1日から同年12月1日までの期間については、給料支払明細書等により、事業主が源泉控除していたことが確認又は推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

- 2 請求期間について、請求者は、年金額に反映しなくても、事実に即した標準報酬月額への訂正を求めているところ、請求期間のうち、昭和62年4月20日から平成8年9月1日までの期間について、給料支払明細書等により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び当該期間の報酬月額に基づき改定又は決定される標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び別表1に掲げる訂正後の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

したがって、請求期間のうち、昭和62年4月20日から平成8年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書等により確認できる報酬月額から、別表2に掲げる訂正後の標準報酬月額のとおりとすることが必要である。

なお、別表2に掲げる訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（別表2に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

別表 1

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1800140 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1800085 号

	訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
①	昭和 63 年 6 月	9 万 8,000 円	8 万 6,000 円
②	平成元年 9 月	10 万 4,000 円	9 万 8,000 円
③	平成元年 12 月	11 万 8,000 円	10 万 4,000 円
④	平成 2 年 6 月	13 万 4,000 円	
⑤	平成 3 年 6 月	16 万円	11 万 8,000 円
⑥	平成 5 年 9 月	17 万円	16 万円
⑦	平成 6 年 10 月	19 万円	17 万円
⑧	平成 7 年 9 月	18 万円	
⑨	平成 8 年 7 月	26 万円	18 万円
⑩	平成 8 年 9 月	28 万円	26 万円

別表 2

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1800140 号  
 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1800085 号

	訂正期間	訂正後の 標準報酬月額	訂正前の 標準報酬月額
⑪	昭和 62 年 4 月から同年 8 月まで	11 万 8,000 円	8 万 6,000 円
⑫	昭和 62 年 9 月から昭和 63 年 4 月まで	13 万 4,000 円	
⑬	昭和 63 年 5 月	15 万円	
⑭	昭和 63 年 6 月から同年 9 月まで	15 万円	9 万 8,000 円
⑮	昭和 63 年 10 月から平成元年 6 月まで	14 万 2,000 円	
⑯	平成元年 7 月及び平成元年 8 月	16 万円	
⑰	平成元年 9 月から同年 11 月まで	16 万円	10 万 4,000 円
⑱	平成元年 12 月	16 万円	11 万 8,000 円
⑲	平成 2 年 1 月から同年 5 月まで	16 万円	10 万 4,000 円
⑳	平成 2 年 6 月	16 万円	13 万 4,000 円
㉑	平成 2 年 7 月から同年 9 月まで	18 万円	
㉒	平成 2 年 10 月から平成 3 年 1 月まで	16 万円	11 万 8,000 円
㉓	平成 3 年 2 月から同年 5 月まで	18 万円	
㉔	平成 3 年 6 月	18 万円	16 万円
㉕	平成 3 年 7 月から同年 9 月まで	22 万円	
㉖	平成 3 年 10 月から平成 4 年 9 月まで	20 万円	
㉗	平成 4 年 10 月から平成 5 年 8 月まで	22 万円	17 万円
㉘	平成 5 年 9 月	22 万円	
㉙	平成 5 年 10 月から平成 6 年 9 月まで	24 万円	
㉚	平成 6 年 10 月	24 万円	19 万円
㉛	平成 6 年 11 月から平成 7 年 8 月まで	24 万円	17 万円
㉜	平成 7 年 9 月から平成 8 年 6 月まで	24 万円	18 万円
㉝	平成 8 年 7 月及び平成 8 年 8 月	28 万円	26 万円

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800179号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800086号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年12月29日から平成7年1月1日まで

私はA社を平成6年12月末日に退職したが、年金記録では資格喪失日が平成6年12月29日となっている。事実とは異なるので、資格喪失日を平成7年1月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間に係る訂正請求については、i) 雇用保険の記録において、請求者がA社を平成6年12月28日に離職していることが確認できること、ii) 同社は平成24年3月\*日に解散している上、後継事業所であるB社が、請求者に係る当時の資料はなく、厚生年金保険料の控除については不明と回答していることなどから、平成27年6月19日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たに3名の同僚の名前を挙げ、複数の写真を提出し、平成6年12月末日に、A社を退職した旨主張し、再度、訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者が名前を挙げた同僚は、請求者の勤務実態について不明である旨陳述し、複数の写真はいずれも請求期間前のものである上、再度、上述のB社に照会したものの、A社における請求者の請求期間に係る資料等がなく、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できず、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、請求内容及びこれまでに収集した関連資料等を含めて、再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情もないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800145号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800087号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月1日から平成21年9月1日まで

請求期間に係る標準報酬月額の改定について、B厚生年金基金から連絡があり、厚生年金基金には記録されていたが、国には記録されていなかったことが分かった。

その後、厚生年金保険被保険者月額変更届が事業主から提出され、標準報酬月額が訂正されたものの、請求期間については、訂正後の標準報酬月額の記録が年金額に反映しない記録となっているので、当該期間の標準報酬月額の記録を年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、A社は、B厚生年金基金及びC健康保険組合に対して、請求者の月額変更に係る届出を行ったものの、社会保険事務所(当時)への届出を失念していた可能性があるとして、年金事務所に対し厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年11月20日に提出したため、当該期間の標準報酬月額は34万円に訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)として記録されている。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、A社から提出された賃金台帳(給与明細)により、平成21年4月から同年6月までの報酬月額に基づき改定される当該期間の標準報酬月額は34万円であると認められ、厚生年金保険料控除額(1万7,625円)に見合う当該期間の標準報酬月額は30万円であることが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以

下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、報酬月額に基づく請求期間の標準報酬月額(34万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(30万円)を上回っているものの、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法の対象とならないため、訂正は認められない。